

長 建 協 発 第 5 0 5 号
平成 2 4 年 3 月 1 日

会 員 各 位

社団法人長崎県建設業協会
会 長 谷 村 隆 三
【 公 印 省 略 】

東日本大震災に伴う公共工事の前払金保証事業に関する
法律第 2 条第 1 項の規定に基づく国土交通大臣が指定
する公共工事の特例に基づく認定について

かねてより、本会業務運営等につきましては格別なるご高配を賜り厚くお礼
申し上げます。

さて、標記につきましては、平成 2 4 年 3 月 1 7 日付長建協発第 4 9 4 号文
書「東日本大震災に伴う公共工事の前払金保証事業に関する法律第 2 条第 1 項
の規定に基づき国土交通大臣が指定する公共工事の特例について」において、
東日本大震災により被災し、国や地方公共団体から補助金の交付を受けた法人、
団体、個人が発注する工事のうち、国土交通大臣が認めるものについては、特例
により公共工事として取り扱い、前払金保証事業の対象となる旨ご案内いたして
おりました。

今般、国土交通省より、中小企業庁が行っている「中小企業等グループ施設等
復旧整備補助事業」により補助金の採択を受けたグループの中小企業等が発注
する工事が特例の対象と認められた旨、別添のとおり連絡がまいっておりますの
でお知らせ申し上げます。